

令和9年度大分県教育庁等職員（学芸員）採用選考試験実施要項

大分県教育委員会

1 目的

大分県教育庁等職員（学芸員）を志望する者について、令和9年度採用に当たっての選考資料とするために実施する。

2 選考対象の試験区分、採用予定者数及び職務内容

試験区分	採用予定者数	職務内容
学芸員 (日本中世史担当)	1人	令和9年度から主に大分県立歴史博物館、大分県立先哲史料館、大分県教育庁文化課等に勤務し、日本中世史に関する調査研究、資料の収集、保管、展示及び教育普及等に関する業務に従事する。
学芸員 (日本美術史(工芸品)担当)	1人	令和9年度から主に大分県立歴史博物館、大分県立先哲史料館、大分県教育庁文化課等に勤務し、工芸品(刀剣を含む金属工芸品、漆工芸品等)を取扱い、文化財等の調査研究、収集、保管、展示及び教育普及その他関連業務に従事する。

3 受験資格

次の(1)から(4)までの全ての要件を満たすとともに、試験区分ごとに(5)、(6)いずれかの要件を満たす者に限る。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に該当しない者
- (2) 博物館法(昭和26年法律第285号)第5条に規定する学芸員資格を有する者又は令和9年3月31日までに取得見込みの者
- (3) 昭和62年4月2日以降に生まれた者
- (4) 令和9年4月1日以降の採用に応じられる者
- (5) 学芸員(日本中世史担当)を志望する者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又は大学院で、日本中世史に関する専門課程若しくはこれに準じる課程を卒業(修了)した者又は令和9年3月31日までに卒業見込み(修了見込み)の者
- (6) 学芸員(日本美術史(工芸品)担当)を志望する者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又は大学院で、日本美術史(工芸品)に関する専門課程若しくはこれに準じる課程を卒業(修了)した者又は令和9年3月31日までに卒業見込み(修了見込み)の者

※採用に際して実施する犯罪事実確認について

採用に際し、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するため犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、採用しないこと等の措置を講じる必要があるため、第2次試験合格者については、特定性犯罪の前科の有無を確認します。なお、「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、下記(参考)記載の条文を確認すること。

(参考)

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- （1）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （2）当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない
- （3）人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- （4）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

4 出願等手続

(1) 出願期間及び提出方法等

出願期間	令和8年4月24日(金)9:00から5月25日(月)17:15まで
------	-----------------------------------

提出は、原則下記のインターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法とする。ただし、インターネットに接続できる環境にない等、やむを得ない場合のみ個別に対応するので、(2)の提出先まで連絡すること。

インターネット（大分県電子申請システム）を利用する方法について

- ① 次の URL（若しくは右の二次元コード）から申請フォームへアクセスし、「ログインして申請に進む」を選択してログインする。



<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/R9gakugeiin>

- ※ Graffer アカウントを初めて取得する場合は、次の URL（若しくは右の二次元コード）から大分県電子申請ポータルサイトの「電子申請システムのアカウント作成方法」へアクセスして Graffer アカウントの作成方法を確認すること。



<https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html>

- ※ アカウント作成の際は、「申請」後のメールの送受信に使用するメールアドレスを入力すること。
- ② 入力項目ごとの指示に従い入力し、作成した(3)の提出ファイルをアップロードすること。
- ※ 「申請」後は、出願者による申請内容の修正ができないので注意すること。万が一「申請」後に修正の必要が生じた場合は、出願期間内に限り修正を認める。この場合、(2)の提出先に修正依頼の連絡をすること。
- ※ 申請が受け付けられると登録したメールアドレスに「申請受付のお知らせ」のメールが届く。申請の詳細は、メール文中の URL から確認すること。問い合わせ時に必要になるので、「申請日」と「申請番号」を控えておくこと。
- ※ システムの操作等で不明な点がある場合は、大分県電子申請システムヘルプデスク（電話 097-506-2457：受付時間 8:30～17:15（土曜日、日曜日及び祝日を除く。））に問い合わせること。

(2) 提出先

大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階
大分県教育庁 教育人事課 教育庁人事班
郵便番号 870-8503 電話 (097)506-5413

(3) 提出ファイル

下記提出ファイル①自己紹介書（様式1）は、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r9gakugeiin.html> ※右の二次元コードよりアクセス可）からダウンロードすること。



	提出ファイル	注意事項等
①	自己紹介書 (様式1)	・ Word ファイルを作成すること。 ・ 入力上の注意 (PDF ファイル) を参照すること。
②	写 真	・ 最近3ヵ月以内に撮影した本人の上半身、正面、無帽の画像 (10MB 以内の JPEG ファイル) とすること。 ・ 白黒、カラーは問わない。

- (注意) ア 提出ファイル及び入力事項に不備がある場合は、受け付けないことがある。
イ 提出ファイルについては、理由のいかんを問わず返却しない。
ウ 受験料は不要である。

(4) 受験票等の交付

令和8年5月29日(金)までに登録したメールアドレスに「交付物発行のお知らせ」のメールが届く。メール文中の URL から願書（申請内容を確認するためのもの）と受験票をダウンロードする

こと。受験票は、試験当日までに印刷しておくこと。

5 第1次試験

(1) 期 日

令和8年6月20日（土）

(2) 試験場

大分県教育センター（大分市大字旦野原 847 番地の2） 電話（097）569-0118

(3) 試験内容及び日程

時 間	試 験 等	内 容 等
9:00	入室完了	・試験室には、8:30 から入室可
9:00～9:20	出欠確認、諸注意	
9:20～10:20	教養試験	・公務員として必要な一般的知識等についての筆記試験
10:50～11:50	専門試験	・学芸員として必要な専門的知識等についての試験区分ごとの筆記試験

※ 教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後 30 分以内に限り受験を認める。

(4) 携行品

受験票、時計（計時機能のみのものに限る。）及び筆記具（黒鉛筆又はシャープペンシル（HB 程度）、消しゴム）

(5) 選考結果

① 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の4倍とする。

ただし、採用予定者数の4倍以内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者とししない。

※ 成績が著しく低い場合：第1次試験の得点率が40%（150点満点中60点）以下に該当する場合

② 第1次試験の選考の結果は、令和8年7月15日（水）午前9時、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r9gakugeiin.html>）に第1次選考の合格者の受験番号を掲載するとともに、別途出願者全員宛て大分県電子申請システムにて通知する。

③ 第1次試験の専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r9gakugeiin.html>）に掲載する。

6 第2次試験

第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。

なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に第1次試験合格者に対して通知する。

(1) 期 日

令和8年8月15日（土）

(2) 試験場

大分県教育センター（大分市大字旦野原 847 番地の2） 電話（097）569-0118

(3) 試験内容

試 験	内 容 等
面接Ⅰ	・学芸員として必要な専門的知識等についての試験区分ごとの口頭試問
面接Ⅱ	・人物及び適格性についての個人面接

(4) 選考結果

選考の結果は、令和8年9月1日（火）午前9時に、大分県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r9gakugeiin.html>）に第2次選考の合格者の受験番号を

掲載するとともに、別途出願者全員宛て文書で通知する。

なお、採用予定者数内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者としません。

※ 成績が著しく低い場合：第2次試験の得点率が40%(250点満点中100点)以下に該当する場合

7 各試験の配点

試験	第1次試験（150点）		第2次試験（250点）	
	教養試験	専門試験	面接Ⅰ	面接Ⅱ
配点	50点	100点	100点	150点

(注意) 第2次試験の合格者は、第1次試験及び第2次試験の総合成績(400点満点)により決定する。

8 得点等の送付・開示

受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する(口頭による開示(簡易開示)は行わない。)

9 合格者の行う手続

- (1) 第2次試験の合格者は、指定する日までに特定性犯罪前科の有無等を確認する誓約書及び健康診断書等(所定用紙)を提出すること。詳細は、第2次試験合格者に対して通知する。
- (2) 第2次試験の合格者に対しては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認を行う。確認には、第2次試験の合格者本人が、こども家庭庁に戸籍情報を提出する必要がある。詳細は、第2次試験合格者に対して通知する。

10 採用及び給与

- (1) 選考試験の合格者は、令和9年4月1日付けで採用する。
- (2) 選考試験の合格者であっても、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は採用しない。
 - ① 受験資格がないことが判明した場合
 - ② 学芸員資格を取得見込みの者が、令和9年3月31日までに取得できない場合
 - ③ 大学(大学院を含む)での専門課程若しくはこれに準じる課程を卒業(修了)見込みの者が、令和9年3月31日までに卒業(修了)できない場合
 - ④ 大分県教育関係職員健康診断審議会の結果、「就労不可」と判断された場合
 - ⑤ こども性暴力防止法に基づき行った特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認において、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合、又は犯罪事実確認に必要な手続き等に対応しない場合
- (3) 願書等の記載事項に虚偽があった場合や、県職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。
- (4) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例(昭和32年大分県条例第39号)等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。

なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。

11 その他

- (1) 身体に障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者は、出願申請フォームの入力項目「受験上の配慮」にその旨を入力すること。

- (2) 携帯電話やスマートフォンは試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。携帯電話やスマートフォンを時計代わりに使用することはできない。

【 問い合わせ先 】

大分県教育庁教育人事課

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

電 話 097-506-5413

ホームページ <http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/r9gakugeiin.html>

ホームページ
二次元コード

